

牧之原市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、
牧之原市長から監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、
次のとおり公表する。

令和7年8月29日

牧之原市監査委員
同

飯塚
植田

貴穂
博巳



牧 総 第 122 号
令和 7 年 8 月 28 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様

牧之原市監査委員 植田 博巳 様

牧之原市長 杉本 基久雄

財政援助団体等監査に関する報告及び意見について

令和 7 年 7 月 25 日付け牧監第 37 号により通知のあった財政援助団体等監査に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

牧之原市役所総務課

担当：辻

電話：0548-23-0050



令和6年度の監査指摘事項に対する措置状況について

社会福祉課

令和6年度の財政援助団体等監査（R7.6.30実施）において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 社会福祉協議会は、地域住民の福祉向上を図るため、市からの補助金を受けて運営されているが、近年の経営状況は、繰越金で赤字を補填して継続している状況となっている。今後は、経営の安定化を図るため、市と連携のもと、自らも積極的な経営改善に取り組まれない。 (2) 福祉関係団体の活動費に対する補助金については、社会福祉協議会から市に交付申請する際に添付書類の不足が見られたことから、今後は要綱に沿って適正な事務処理をされたい。 (3) 保管されている郵券と管理簿の残数に差異があったことから、チェック体制を見直し、管理を徹底されたい。	(1) 社会福祉協議会の自主財源確保のため、3年間赤字運営だった「相良デイサービスセンター事業」を6年度末で閉鎖しました。利用者及びスタッフを陽だまり(デイサービスセンター事業)に統合したことで、黒字運営に転換できるよう努めます。 その他の介護保険事業等についても、常に収支を把握し経営改善に取り組みます。 (2) 不足書類については団体の方に声掛けすることや、提出書類等の記載には社会福祉協議会も事務処理を支援し、添付書類提出時のチェック機能の強化(ダブルチェック)を図るよう努めます。 (3) 使用時の確認はもとより、毎月1回残数確認を行うことで管理徹底を図ります。